特定建設作業実施届出の手引き

建設作業等のうち、著しい騒音・振動を発生する作業は、騒音規制法・振動規制法により特定建設作業として区役所へ***作業の７日前まで***に届出する義務が定められています。

１．届出対象機械一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２．届出に必要な書類
（１）特定建設作業実施届出書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
（２）工程表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
（３）見取図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
（４）配置図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
（５）杭伏図（杭打・杭頭処理作業を行う場合に必要）　・・・・・・・・・　４
（６）その他（施行方法図等）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
（７）提出方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

３．特定建設作業に関する規制基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

４．指定建設作業に関する勧告基準（届出は不要）　・・・・・・・・・・・・・　６

５．公害防止の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

世 田 谷 区　環 境 保 全 課
TEL　６４３２－７１３７
FAX　６４３２－７９８１
〒１５８－００９４　世田谷区玉川１－２０－１

１．届出対象機械一覧

下表のうち、◎の機械を使用する場合は届出が義務付けられています。
但し、１日で終わる作業は届出不要です。

主　な　機　械　の　種　類	騒音規制法	振動規制法
杭 打 機　ドロップハンマー	◎	◎
ディーゼルハンマーなど	◎	◎
杭打・杭抜機（バイブロハンマーなど）（注１）	◎	◎
アースオーガー併用杭打機	―	◎
現場造成杭	―	―
びょう打機（リベットガンなど）	◎	―
さく岩機　ジャイアントブレーカー	◎	◎
ハンドブレーカー、ピックハンマー	◎	―
電動式ブレーカー	◎	―
（但し、１日あたり５０ｍ以上移動する作業は除く）		
油圧式破砕機（ニブラなど）	―	―
掘 削 機　バックホウ（出力８０kw 以上）	◎	―
トラクターショベル（出力７０kw 以上）	◎	―
ブルドーザー（出力４０kw 以上）	◎	―
（但し、低騒音型の指定を受けた機種は除く）（注２）		
空気圧縮機（出力１５kw 以上）	◎	―
（但し、電動機・さく岩機用は除く）		
コンクリートプラント（混練容量０.４５㎥以上）	◎	―
（但し、モルタル用は除く）		
アスファルトプラント（混練重量２００kg 以上）	◎	―
鋼球使用の破壊作業	―	◎
舗装版破砕機	―	◎
（但し、１日あたり５０m以上移動する作業は除く）		

〔騒音規制法・振動規制法施行令第２条別表２〕

(注１)　場所打ち込みくい工法、直接打ち込み工法のうち圧入式、埋め込み工法は除く。

(注２)　低騒音型の指定を受けた機種は、東京都環境局ホームページを参照。
(http://www. kankyo.metro.tokyo.jp/)

２．届出に必要な書類

（１）特定建設作業実施届出書

届出者は、元請会社の代表権を持つ者です。

記載例

騒

特 定 建 設 作 業 実 施 届 出 書

世 田 谷 区 長 あて　　○ 年 ○ 月 ○ 日

住 所　世田谷区世田谷４－２１－２７
世田谷建設株式会社
氏 名　　代表取締役　　世田谷　太郎

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第 14 条第１項（第２項）の規定により、次のとおり届け出ます。

建 設 工 事 の 名 称	○○○マンション新築工事
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	RC 造５階建共同住宅
特 定 建 設 作 業 の 種 類 （該当番号に○印）	１．くい打・（くい抜）作業　４．空気圧縮機作業 ２．びょう打作業　５．コンクリートプラント ③ さく岩機作業　（工事種類 １.解体　② 建設　３.土木　４.その他）
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第２に規定する機械の名称、型式及び仕様 （当該番号に○印）	１．バイブロハンマー ２．ドロップハンマー ③ ハンドブレーカー ４．ジャイアントブレーカー ５．空気圧縮機 ６．その他（機械名記入）
特 定 建 設 作 業 の 場 所 （ 住 居 表 示 ）	世田谷区　世田谷　○　丁目　○○　番　○○　号
特 定 建 設 作 業 の 実 施 の 期 間	自　１５年　１２月　１０日 至　１５年　１２月　１９日　　１０　日間（含む休日）
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始：自　８　時 作業終了：至　１７　時 作業日：日曜、祝日を除く　９　日 実働時間：１日当たり　８　時間
騒 音 の 防 止 の 方 法 （該当番号に○印）	① 低騒音機械の採用　５．防音シート養生 ② 使用時間を最小限にする　⑥ ビニールシートなどの養生 ③ 工程を周辺住民に事前説明　７．その他 ４．防音パネル設置　（　　）
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	世田谷区　世田谷　○　－　○　－　○ □　□　□　□　　電話番号　○○○○－○○○○
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	(現場責任者の連絡先又は現場事務所)　電話番号　○○○○－○○○○
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	○○区○○○－○－○ ○○建設　□　□　□　□ 電話番号　○○○○－○○○○
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	同　上 電話　同　上

（騒音規制法・振動規制法第１４条第１項）

◎届出は作業の七日前までに提出　◎日曜休日・夜間の作業は原則的に禁止

（2）工　程　表

特定建設作業工程がわかるもの。

（工程が９０日を越える場合は、月間工程表を提出してください。）

〔騒音規制法・振動規制法施行規則第１０条第３項〕

（3）見　取　図

工事現場を『赤色』で図示する。（住宅地図等を使用）

※記 載 例

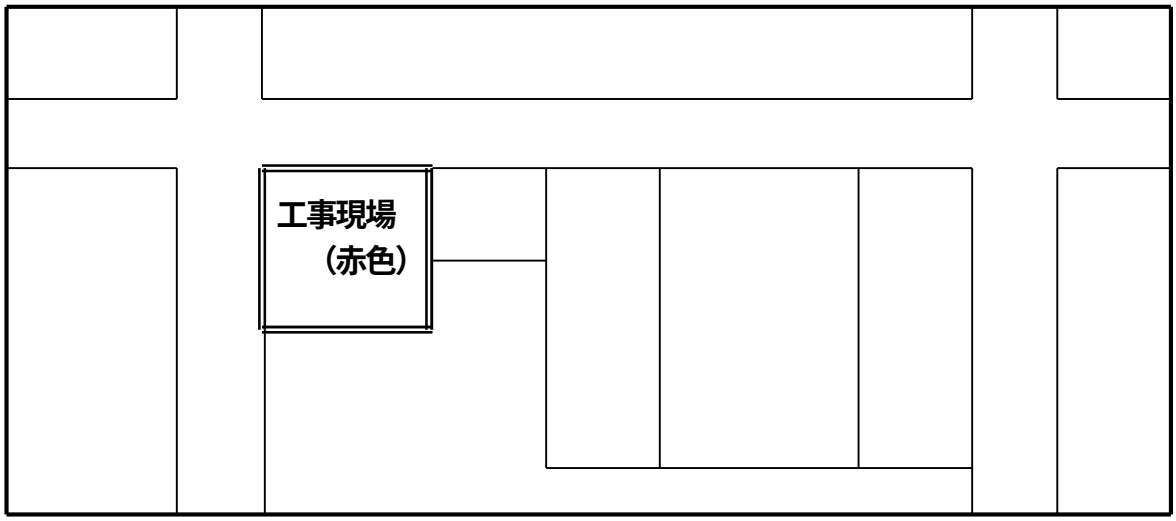

〔騒音規制法・振動規制法第１４条第３項〕

（4）配　置　図

シート養生・防音パネル設置の様子や隣接地の用途・建物の構造等を図示する。

※記 載 例

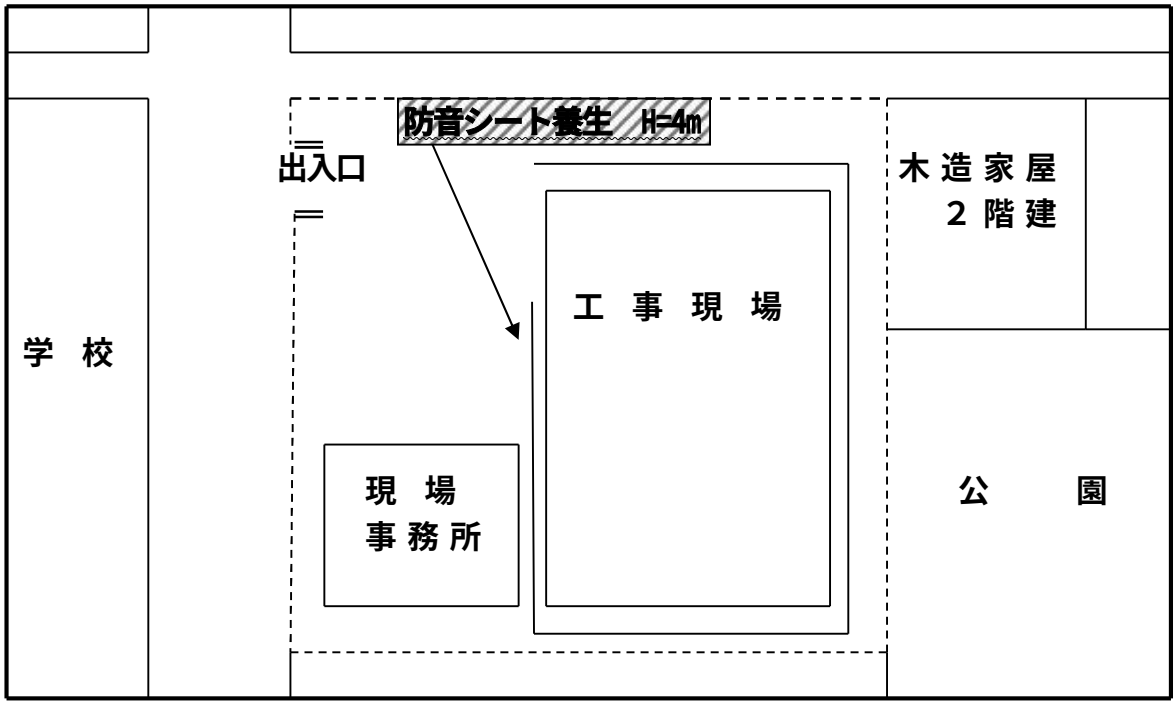

（5）杭　伏　図（杭打・杭頭処理作業を行う場合に必要です。）

杭の位置がわかるもの。

※記 載 例

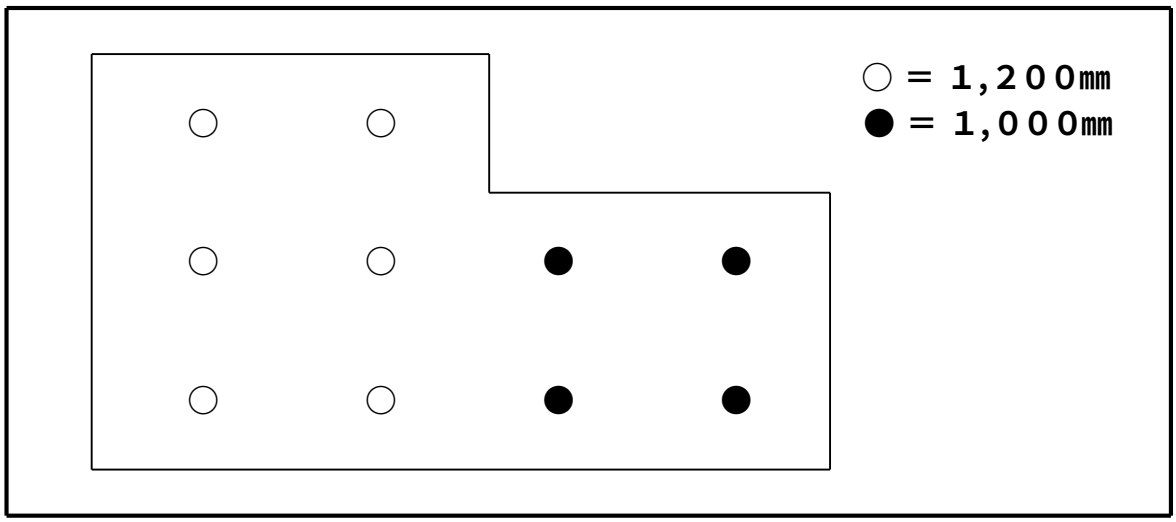

（6）そ の 他

◎道路工事等では、施工方法図が必要です。

◎夜間作業等がある場合は、道路使用許可書等の写しが必要です。

※記 載 例

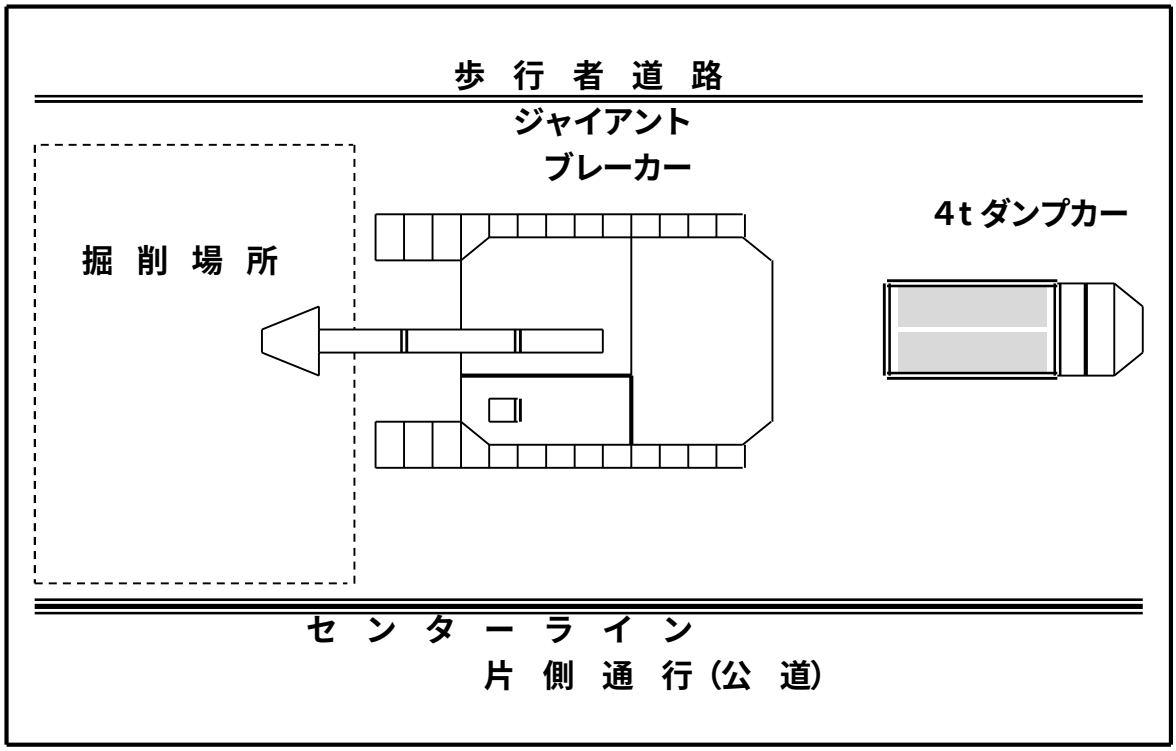

（7）提 出 方 法

届出に必要な書類を２部（正・副）世田谷区環境保全課へ提出してください。

３．特定建設作業に関する規制基準

〔騒音規制法第３０・３１・３２・３３条〕
〔振動規制法第２６・２７・２８・２９条〕

（１）特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制基準項目

① 基準値（敷地境界）　・・・・・・　騒音：８５dB　　振動：７５dB
② 作業時間帯　・・・・・・・・・・　午前７時～午後７時
③ １日の延べ作業時間　・・・・・・　１０時間以内
④ 同一作業場所の作業期間　・・・・　連続６日以内
⑤ 日曜・休日の作業　・・・・・・・　禁止

（２）適用除外作業

	適用除外項目
◎ 災害・非常事態による緊急作業　・・・・・・・・・・・・	② ③ ④ ⑤
◎ 人の生命・身体の危険防止作業　・・・・・・・・・・・・	② ③ ④ ⑤
◎ 鉄道の正常運行確保に必要な作業　・・・・・・・・・・	② ⑤
◎ 道路法による占用許可条件が夜間、休日指定の場合　・・	② ⑤
◎ 道交法による使用許可条件が夜間、休日指定の場合　・・	② ⑤
◎ 変電所工事で休日に行う必要がある場合　・・・・・・・	⑤

（３）規制基準を越え、周辺の環境を著しく損なう場合

◎ 騒音・振動の防止方法の改善を勧告できる。
◎ 特定建設作業の作業時間の変更を勧告できる。
　変更の勧告　⇒　届出の作業時間から４時間までの間
　　〔騒音規制法・振動規制法第１５条第１項〕
　　〔特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準〕
　　〔振動規制法施行規則第１１条別表第１〕

※ 規制基準以下でも苦情の原因になることがありますので、公害防止の方法（７頁）を参考に十分配慮して工事を行ってください。

※ 届出が遅れた場合や無届出で着工した場合、遅延理由書・始末書の提出や罰則が適用されることもありますので、ご注意ください。

４．指定建設作業の勧告基準

〔都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第１２５条・別表第９〕
（略称：環境確保条例）　　〔同施行規則第６１条・別表第１４〕

（１）指定建設作業の種類（抜粋）　　【届出は不要】
【１日当たり５０m以上移動する作業は除く】

◎　インパクトレンチを使用する作業（騒音）
◎　コンクリートカッターを使用する作業（騒音）
◎　ブルドーザー、パワーショベル、バックホー等の掘削機械を使用する作業（騒・振）
◎　振動ローラー、振動プレート、振動ランマ等の締固め機械を使用する作業（騒・振）
◎　コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業（騒音）
◎　ニブラ、圧砕機など動力等を使用する解体破壊作業（騒・振）

（２）勧告基準（抜粋）

①　基準値（敷地境界）　・・・・・・・・・・・・・・・　騒音：８０dB　　振動：７０dB
ニブラ、圧砕機等の基準値（敷地境界）・・・　騒音：８５dB　　振動：７５dB
②　作業時間帯　・・・・・・・・・・・・　午前７時～午後７時
コンクリートミキサー車によるコンクリートの搬入作業は、道交法による昼間の交通規制が行われている場合、午前７時～午後９時。
③　１日の延べ作業時間　・・・・・・・　１０時間以内
④　同一作業場所の作業期間　・・・・・　連続６日以内
⑤　日曜・休日の作業　・・・・・・・・・　禁止

（３）適用除外作業

	適用除外項目
◎　災害・非常事態による緊急作業　・・・・・・・・・・・・・	②　③　④　⑤
◎　人の生命・身体の危険防止作業　・・・・・・・・・・・・・	②　③　④　⑤
◎　鉄道の正常運行確保に必要な作業　・・・・・・・・・・・・	②　⑤
◎　道路法による占用許可条件が夜間、休日指定の場合　・・・	②　⑤
◎　道交法による使用許可条件が夜間、休日指定の場合　・・・	②　⑤
◎　変電所工事で休日に行う必要がある場合　・・・・・・・・	⑤

（４）規制基準を越え、周辺の環境を著しく損なう場合

◎　騒音・振動の防止方法の改善を勧告できる。
◎　指定建設作業の作業時間の変更を勧告できる。
変更の勧告　⇒　１０時間から４時間までの間

５．公害防止の方法（工事全般）

（1） 公害防止対策

◎ 工事現場周囲にシート養生（防音シート等）をする。
◎ 防音パネル等を設置する。
◎ 解体作業等の場合は、騒音・振動防止のため高い所から解体片を落とさないようにし、散水による粉塵防止に努める。
◎ 低騒音型・低振動型・排出ガス対策型の建設機械を使用する。
　☆防音型コンプレッサー・超低騒音型バックホー等
◎ 低騒音・低振動工法を採用する。
　☆杭打作業　⇒　現場造成杭・圧入工法・オーガー併用
　☆杭頭処理　⇒　薬液工法
　☆解体作業　⇒　油圧式破砕機（ニブラ等）
◎ 使用台数を最小限にする。
◎ 廃材・残土の積み出しの際は、現場周辺・路上に落とさないようにし、清掃する。
◎ 建設機械の整備不良により、異常な騒音・振動が発生しないよう点検・整備に努める。
◎ 現場の車両出入口には、警備員を配置し歩行者等の安全、交通渋滞の防止に努める。
◎ アイドリング・ストップの遵守（環境確保条例で義務づけられています）

（2）周辺住民に対して

◎ 工事実施前に必ず周辺住民に対して、工事概要・作業期間・作業時間・防止対策等について十分説明をする。
◎ 工事現場には、住民向けに工事概要・作業日程・責任者の氏名・連絡先等を明記した掲示板を設置する。
◎ 現場には、工事責任者が常駐し、住民から苦情申し立てがあった場合は適切に対処する。

※解体工事等で特定建設作業を行う際には〔世田谷区建築物等の解体工事等の事前周知に関する指導要綱〕に基づき、報告書（標識の設置・説明の実施）の提出が必要となります。

2021.5